

空家の相談に役立つ専門家団体等の一覧

横浜市では、市内に空家を所有及び管理する皆さまが抱える様々な問題について、専門家団体の相談窓口を無料で利用することができます。下記の連絡先を御参照下さい。
 なお、無料で受けられる相談内容は、各団体により取扱いが異なりますので、お問い合わせの際にご確認ください。

土地・建物の相続登記、成年後見、裁判・多重債務等の一般法律相談に関すること

1 神奈川県司法書士会

●相続・遺言ホットライン

電話	中、磯子、金沢	050-5212-0623
	西、南、港南、栄戸塚、泉	050-5212-0624
	神奈川、保土ヶ谷、鶴見、旭、瀬谷	050-5212-0625
	緑、青葉、港北、都筑	050-5212-0626
受付時間	30分/件 月～金曜日(土日祝日除く) 13:00～16:00	

●成年後見に関する相談

電話	045-663-9180
受付時間	毎週月曜・金曜 15:00～17:00 毎週水曜 10:00～12:00

●裁判・多重債務等の一般法律相談

電話	045-641-1389
受付時間	30分/件 月～金曜日 13:00～16:00 (※毎月25日～31日、8月13日～16日を除く)

空家の相続、成年後見等権利関係の整理、空家をめぐる紛争の解決に関すること

2 神奈川県弁護士会

●相続に関することは、遺言・相続お悩みダイヤル

事前予約制

予約受付	045-211-7719
	月～金曜日(土日祝日除く) 9:30～16:30(12:00～13:00除く)
相談時間	20分/回 ※同一案件につき1回限り

●それ以外は、横浜西口法律相談センター

有料相談

事前予約制
対面相談のみ

予約受付	045-620-8300
	月・火・木・金曜日 9:30～17:00 水曜日 9:30～20:45 土・日曜日 9:30～15:30
相談時間	45分/件

なにかから始めればいいのか
わからない...という方は

●空家の総合案内窓口

空家に関する所有者からの一般的な相談を、電話が窓口で受け付けています。費用は無料ですので、まずはお電話ください。専門的な相談が必要な場合は、適切な専門家団体を紹介します。

電話窓口 045-451-7762

定休日は、土日、祝日、年末年始
10:00～17:00

所在地 ヨコハマポートサイドビル6階 住まいるイン
横浜市神奈川区栄町8-1

運営 横浜市住宅供給公社



ご自身で調べたいときは

ステップ 1 建物、土地の所有者を調べましょう

建物や土地は、法務局で不動産登記を取ることで、その所有者が誰であるかを調べることができます。古い建物の場合、登記の名義人が祖父母の代から変わっておらず、とりまとめが大変になることも。また、借地の場合(土地所有者が別)はその契約関係を調べるのが重要です。



●まずは登記を取得!
法務局各種証明書請求手続

登記の名義人が古いままになっている
土地と建物の名義人が別になっている

相談先は... 1

建物に登記がされていない
土地の境界があいまいだ

相談先は... 11

相続、遺言や成年後見等、権利関係に関する調査、書類の作成に関すること

3 神奈川県行政書士会

●市民相談センター

電話 045-228-8985

受付時間 30分/件 13:00～16:00
毎週火、水、木(祝祭日・年末年始を除く)

空家の樹木剪定、見回りに関すること

5 横浜市シルバー人材センター

電話 045-847-1800

月～金曜日(土日祝日を除く) 8:45～17:15

●樹木剪定・除草サービス

概要 対面での打ち合わせ実施後、下見・見積を行い、簡易な樹木剪定・除草を行います。
※繁忙時期(7.8.11.12月)には対応できない場合がございます。

お請けできない作業
・高木(3m以上)の剪定
・伐採/抜根・消毒作業・斜面や不安定な場所など、安全が確保できない場合
・下見により作業が難しいと判断した場合

●空き家管理サービス

概要 不法投棄確認、破損確認、庭木雑草確認を簡易プランとし、チラシ回収・廃棄、郵送物の転送、簡易清掃(門扉・玄関付近)の作業を含めた基本プランを提供しています。



空家等の地域活用に関すること

※地域活動での活用を目的とするものに限りです

6 NPO法人 横浜プランナーズネットワーク

電話 045-681-2922

留守電の場合は、お名前と電話番号を録音してください

メール info@yokopla.or.jp



・空家(庭・ガレージなども含む)の地域活用の相談が可能です。
・地域活動の場所を探している団体からの相談にも応じています。

ステップ 2 空家の相続(予定も含む)について考えましょう

病気やケガ、施設への入所は誰にでも起こり得ることです。土地や建物などの財産についてどうしたいか決めていないと、いざという時に自分の意思が伝えられず、親族のトラブルの元になってしまいます。遺言書を作成したり、生前贈与の手続きをすることで、相続する前に意志を残し、伝えることが可能です。また、成年後見制度を活用することで、信頼できる方に判断のサポートを依頼することが可能です。

遺言・生前贈与について

成年後見制度について 相談先は... 1 2 3

遺産分割について

ステップ 3 空家の管理について考えましょう

建物は長期間放置されると、湿気や雨漏りによって、急速に痛みが進行します。そうすると資産価値が下がるだけでなく、樹木や雑草が伸びてしまったり、建物の一部が落下、飛散したりと、近隣の方に迷惑をかけてしまい、トラブルに繋がる可能性もあります。専門家に相談し、空家を適切に管理しましょう。

衛生害虫等について 相談先は... 4

定期的な見回りについて 相談先は... 5

維持管理・改修について 相談先は... 10

税金について 相談先は... 12

裏面に続きます!

空家の売買や賃貸に関すること

7 公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会

●不動産中央無料相談所

電話受付 **045-633-3035**

受付時間 電話相談：15分/件、対面相談：30分/件
月～金曜日（土日祝日除く）
10:00～16:00（12:00～13:00除く）

所在地 横浜市中区住吉町6-76-3
神奈川県不動産会館2階

その他 弁護士・不動産鑑定士・建築士による相談も可能です。
（受付時間が異なるためお問合せください）

8 公益社団法人 全日本不動産協会 神奈川県本部横浜支部

●不動産無料相談受付

電話 **045-321-8733**

受付時間 月～金曜日（土日祝日除く）
9:00～17:00（12:00～13:00除く）

その他 電話・オンラインの対応も可能です。

不動産売買の専門家である
宅地建物取引士に相談が可能です。



不動産（土地・建物）の評価に関すること

9 一般社団法人 神奈川県不動産鑑定士協会

●電話相談窓口

電話 **045-661-0280**

受付時間 30分/件 月～金曜日（祝日除く）
9:00～17:00（12:00～13:00除く）



立地場所、土地・建物の状況等から、
需要の状況・実勢価格、賃貸する場合の
適正賃料等を相談可能です。

ステップ 4 空家を残すか、手放すかを考えましょう

空家のそれぞれの将来に併せて、相談ができる専門家団体や支援制度を紹介しています。

空家を残したい方

空家の賃貸について 相談先は… **7 8**

空家の改修について 相談先は… **10**

空家の地域活用について 相談先は… **6**

補助制度については
横浜市HP▶



空家を手放したい方

空家の売買について 相談先は… **7 8**

空家を売った場合の実勢価格や、
賃貸した場合の適正な賃料について 相談先は… **9**

空家の建替えについて 相談先は… **10**

補助制度については
横浜市HP▶



●横浜市版 すまいの終活ナビ をご利用ください

土地建物の面積や最寄り駅、接する道の幅などの条件から「建物の解体費用」や
解体後の「土地の売却価格」の概算額を無料で把握することができます。
※株式会社クラッソーネとの連携協定によるサービスです。

問合せ先 株式会社クラッソーネ
0120-479-033

受付時間 月～金曜日（土日祝日を除く）
9:00～18:00

その他 電話での代理入力も可能です。



●サービスを利用する!

Results	
解体費用	78,708,000円
売却価格	56,896,000円
解体費用	1,747,000円
売却価格	1,291,000円

空家の維持管理、改修に関すること

10 一般社団法人 横浜市建築士事務所協会

事前予約制・対面相談のみ

●住まいの相談窓口

所在地 横浜市中区北仲通4-40 商工中金横浜ビル5階

電話予約 **045-662-1337**

月～金曜日（祝日・夏期一部・年末年始除く）
9:00～16:00（12:00～13:00除く）

相談日時 45分/件 毎週火、木曜日 13:00～16:00



●専門家である建築士に
相談が可能です。
●有料で現地にて
擁壁や建築物の
改修のご相談が可能です。

登記がされていない建物、境界があいまいな土地の調査・確認に関すること

11 神奈川県土地家屋調査士会

事前予約制・対面相談のみ

●無料登記相談

電話予約 **045-312-1177**

月～金曜日（祝日除く）9:00～17:00

相談日時 30分/回 第4水曜日 13:00～16:00
（年末年始・祝日除く）

所在地 横浜西区楠町18番地
神奈川県土地家屋調査士会館1階

空家に係る税金に関すること

12 東京地方税理士会



東京地方税理士会では
横浜市内の7支部において
相談を受け付けます。

横浜南

事前予約制

電話 **045-715-6651**

受付時間 毎月第2火曜日 13:00～16:00
（休日の場合は翌日開催とし、2、3月は除く）

対象者 南区・港南区・磯子区・金沢区対象者
（税理士関与者を除く）

戸塚

事前予約制

電話 **045-864-3300**

受付時間 毎月第2水曜日
（8月のみ第1水曜日、休日の場合は翌日開催）
13:00～17:00

対象者 戸塚区・栄区・泉区在住者

緑

事前予約制

電話 **045-971-3260**

受付時間 毎月第1・3水曜日 13:00～17:00
（休日の場合は翌日）（2月と3月は第1週・第2週を除く）

対象者 緑区・青葉区・都筑区在住者

横浜中央

事前予約制

電話 **045-243-0531**

受付時間 毎月第1・3木曜日 13:30～16:50
（休日の場合は開催しない）

対象者 中区・西区在住者

保土ケ谷

予約の必要なし ※電話相談のみ

電話 **045-333-9009**

受付時間 毎月第3土曜日 13:00～16:00
（3月は第1土曜日のみ）

対象者 保土ケ谷区・旭区・瀬谷区在住者

神奈川

事前予約制

電話 **045-435-0151**

受付時間 毎月第1木曜日、第3火曜日 9:30～12:30
毎月第2木曜日、第4火曜日 13:00～17:00
（休日の場合は開催しない）

対象者 神奈川区・港北区在住者

鶴見

事前予約制

電話 **045-502-0780**

受付時間 原則毎月最終土曜日 10:00～14:00
（7月及び12月は日程が異なります。予めご確認ください）

対象者 鶴見区在住者